

「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準等の一部改正案の概要への意見」（パブリックコメント）について

1. 意見募集の概要

「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準等の一部改正案の概要」について、以下のとおりパブリックコメントを実施した。

○募集期間

平成 28 年 11 月 28 日（月）～12 月 27 日（火）までの 30 日間

○意見提出方法

郵送、ファックス又は電子メール

2. 意見募集の結果

（1）意見提出者数

意見提出方法	数
郵送	2 通
ファックス	0 通
電子メール	6 通
計	8 通

（2）整理した意見の総数 12 件

3. 意見等の概要と意見に対する考え方について
別紙のとおり

別紙：意見等の概要と意見に対する考え方について

意見の概要	考え方	件数
<p>撤去を担保させるため、設置時に撤去費用を供託させるべきであると考えます。</p>	<p>供託金制度については、自然公園法の管轄外となっています。</p>	2
<p>○現行（１）③の据え置き 改正案によって、行政が撤去等の措置命令を必ず行うことは明確になりましたが、一方で申請者が、撤去計画を提出することが明文化されなくなったが、主体的な撤去計画は不要で、行政からの措置命令を待つように受け取られてしまい、申請者側が受け身になる恐れがある。 そのため、（１）③の記載は残し、届出された撤去計画について審査等をした上でさらに措置命令も出すことができる機能にしておくべきと考える。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、（１）③の記載は残すこととします。</p>	1
<p>太陽光発電施設は他工作物と比較してもその性質は特殊であり、実際に運用するにあたって実務担当者の抛り所となるべき解説が必要と思う。</p>	<p>今後の業務の参考とさせていただきます。</p>	2
<p>私の住んでいる街は伊勢志摩国立公園内にありますが、無秩序に太陽光発電所が乱立している状態です。「日本の原風景ともいえる自然がある」としてG7サミットの地に選ばれた志摩市ですが、急速に進んだ大規模太陽光発電所開発及び計画面積は、すでに約87万4000m²東京ドーム約18,7個分（2016年12月現在）にも及び、開発現場からは海への汚水、土砂流出、道路冠水、騒音などの被害が出ており、市民の安心、安全な生活は脅かされつつあります。 的矢湾のメガソーラー計画は湾に面した広大な面積の山林を切り崩すため山の保水力の低下を招き湾内及び近隣の漁業、養殖業、海女業に甚大な被害をもたらされる事は必至であり、風光明媚な矢大橋のもとに施設が完成すれば観光業への影響も懸念されます。 太陽光発電の“目的”はCO2削減ですから、CO2を吸収する森林の伐採を伴う太陽光発電所設置は本末転倒といえます。森林伐採を伴う太陽光発電設備は原則禁止が望ましいと思います。森を再生するには50年、100年という長い年月が必要です早急な規制を強く望みます。</p>	<p>許可制である特別地域内については、太陽光発電施設の設置に関する許可基準を平成27年6月1日に施行しており、支障木の伐採が僅少であること、土地の形状変更が必要最小限であること、自然草地等内で行われるものでないこと、等を許可基準として決めました。 今回は、届出制である国立公園の普通地域内における太陽光発電施設の設置について、措置命令基準を定めるものです。</p>	1

<p>国立公園内太陽光発電の設置及び関連する開発工事には反対します。</p> <p>要望事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 行政指導の徹底、工事の進捗状況の報告、中間検査の実施を開発中の現場に抜き打ちで行うこと。 2. 周辺住民への影響が生じた場合、速やかに行政に報告し対応する、これを怠った場合は工事の差し止めを命令する。 3. 工事完了後の検査及び、発電開始後の監視を徹底し住環境や自然環境に影響があった場合は設置者は速やかに対応し、その費用を負担する。 4. 自然災害等で、発電システムの倒壊や破損、パネルの暴風により、住宅地や人的被害が出た場合は、全てを保証し、弁償すること。 	<p>自然公園法は、優れた風景地の保護を目的としているところです。</p> <p>自然公園法第33条第2項に基づく措置命令は、当該公園の風景を保護するために必要な範囲内で命ずることが出来ることとなっていることを御理解願います。</p>	1
<p>(1) に以下の記述を付け加える。</p> <p>⑦湾に面した土地に設置する場合は、台風などによりパネルが海に吹き飛ばされるおそれがないこと。</p> <p>⑧湾に面した土地に設置する場合は、除草剤を使用しないこと。</p>	<p>自然公園法の管轄外となっています。</p>	1
<p>(2) を次のとおり修正する。</p> <p>自然公園法第33条第1項の届出を要する規模の太陽光発電施設は、発電事業終了後に放置されると、腐朽、破損等により、自然風景に大きな影響を与える可能性が他の工作物に比べ極めて高い。このため、太陽光発電事業者に対する供託金制度を創設し、かつ発電事業終了後の撤去及びその跡地の整理について措置命令を行うこととする。</p>	<p>供託金制度については、自然公園法の管轄外となっています。</p> <p>なお、「発電事業終了後の撤去及びその跡地の整理について措置命令を行うこととする」については、今回定める基準に盛り込まれております。</p>	1
<p>国立公園等でまで発電を行う必要は無いと考える。</p> <p>国立公園における自然環境破壊行為は行わないようにすべき。</p>	<p>国立公園は優れた自然の風景地を保護することを目的とする一方、「この法律の適用に当たっては、(中略)、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調</p>	2

	<p>整に留意しなければならない」と規定されているところでは、</p>	
<p>太陽光パネルが全面積覆い尽くしてしまうのだから、「地形の改変を必要最小限とすること」との評価項目は的外れではないか。</p>	<p>太陽光発電施設の設置に伴う地形の改変を必要最小限に抑えることは、国立公園の風景を保護するために必要な措置であると考えます。</p>	1